

理事選挙管理委員会規程

1999年10月29日制定

2010年10月 2日改正

第1条 選挙管理委員会

選挙事務は、選挙管理委員会が管理、運営する。

第2条 選挙管理委員会の構成

選挙管理委員会は、理事会によって推薦され、会長から委嘱される3名（関東2名、関西1名を原則とする）の委員をもって構成する。理事は選挙管理委員会委員を兼ねることはできない。

第3条 選挙管理委員会委員長の選出

選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員会委員の互選によるものとする。

第4条 選挙管理委員会委員の任期

委員の任期は2年とする。再任を妨げないが、連続して3期（6年）を超えないものとする。

第5条 選挙管理委員会の職務

選挙管理委員会は、開票を行い、当選者に対して当選通知書を交付するとともに、選挙の結果を総会等で公示する。

なお、当選者が理事就任を辞退した場合を除き、当選通知書をもって、次の任期における理事への委嘱状と見なす。